

令和6年度 赤い羽根共同募金
社会福祉関係団体・ボランティア団体・NPO支援事業
実施要領

1. 趣旨

子育て支援や高齢者・障害者の自立生活及び社会参加支援、公的な福祉サービスでは対応できない生活・福祉課題を抱える人への支援等をテーマに、県域または複数の市区町で広く活動を行う社会福祉関係団体等に対し、共同募金にて助成を実施する事業です。

特に、自己資金で活動を軌道に乗せることが難しい団体や、新たな事業を始める団体を支援します。

2. 対象団体

社会福祉事業又は更生保護事業を行う団体、ボランティア団体、特定非営利活動法人（NPO法人）のうち下記の条件を満たす団体

- (1) 兵庫県内に所在し、県域または複数市区町域で活動を行う団体であること
※単一の市区町域で活動を行う団体は対象外となります。
- (2) 団体としての活動実績が2年以上あること
※過去に本事業の配分を受けた団体も対象となります。

3. 対象事業

兵庫県内で実施する、下記のいずれかのテーマによる事業とします。

- ①子育ての支援や児童の健全育成に関する事業
- ②高齢者や障害者の自立した生活や社会参加を促進する事業
- ③生活困窮者・ホームレス支援、虐待やひきこもりの防止、自殺予防等の社会問題に対応する事業
- ④防災活動など、安心して暮らせる福祉のまちづくりに貢献する事業
- ⑤公的な福祉サービスでは対応できない生活・福祉課題を抱える人への支援を行う事業（相談支援、外出支援等）

4. 対象経費

今回申請する事業に直接必要な費用を対象とする。

対象外となる経費

- ① 団体の運営に係る経費
(職員の人件費、事務所の借上代または改修・補修費、光熱水費、総会・親睦会の経費)
- ② 団体の通常活動の一部経費
- ③ 介護保険事業
- ④ 本支援事業により既に3回助成を受けている事業
- ⑤ 行政及び他の民間助成団体から助成を受けた事業
※配分決定後に他の民間助成団体から助成が決定した場合、決定を取り消す場合があります。

5. 配分上限額

1 団体あたり 30 万円

(申請事業の実施に関わる経費の 4 / 5 以内) 配分総額 200 万円 (予定)

6. 助成事業実施期間及び募集期間、決定時期

令和 6 年 9 月 1 日から令和 7 年 8 月 31 日までの間に実施する事業

応募受付期間：令和 6 年 4 月 4 日 (木) ~ 令和 6 年 5 月 15 日 (水) 消印有効

助成決定時期：令和 6 年 9 月 予定

7. 応募方法

下記書類を郵送にてご提出ください。なお、受配要望書のみ e-mail でご提出ください。

- ・ 受配要望書 (本会ホームページからダウンロードすることができます)
 - ・ 定款、規約、会則
 - ・ 団体概要 (パンフレット・会報等)
 - ・ 団体の直近の事業計画書
 - ・ 団体の直近の事業報告書・収支決算書
 - ・ 事業完了報告書 (令和 5 年度本支援事業で助成を受けて事業を完了している団体のみ)
 - ・ 事業中間報告書 (令和 5 年度本支援事業で助成を受けて事業を完了していない団体のみ)
- ※事業完了 (中間) 報告書の様式は本会ホームページからダウンロードしてください。

提出先

受配要望書：info@akaihane-hyogo.or.jp

※メールのタイトルに「団体・NPO 支援事業受配要望書 ○○○ (団体名)」と記載をお願いします。

その他書類：〒651-0062

神戸市中央区坂口通 2-1-1 兵庫県福祉センター内
社会福祉法人 兵庫県共同募金会

8. 審査基準及び選考方法

(1) 審査基準は、下記の点を勘案し、配分を決定します。

- ① 県域あるいは複数市町域に広がりのある事業となっていること
- ② 新たな取り組みとして発展性のある事業となっていること
- ③ 地域福祉の視点を持った事業となっていること
- ④ 他団体や地縁組織等との連携を図り、地域住民の幅広い参加が期待できる事業となっていること
- ⑤ 計画が具体的 (目的・内容・資金使途等) で継続性のある事業となっていること
- ⑥ 団体の活動を組織的に推進できる体制が確立されていること
- ⑦ 事業執行にあたって適切な会計処理が行われる仕組みがあること
- ⑧ 自己資金の調達 노력等、財務状況の健全化が図られていること
- ⑨ 過去に団体または団体の関係者が本会から助成を受けている場合は、適切に事業を実施していること

(2) 選考は、下記の方法により実施します。

- ① 書類選考 (6 ~ 7 月 予定)
- ② プレゼンテーションによる審査 (8 月 予定)

10. 交付決定の取り消し・配分金の返還

次の各号のいずれかに該当するときは、配分金の交付の全部又は一部を取り消し、配分金の返還を求めます。

- (1) やむをえない事情により、事業を中止したとき
- (2) その他、この要領に違反したとき

11. その他

- (1) 事業を実施する際は、チラシや団体のSNS・ホームページ等において、必ず「令和6年度赤い羽根共同募金 社会福祉関係団体・ボランティア団体・NPO支援事業」であることを明記してください。
- (2) 社会福祉法において、共同募金により配分を受けた事業については、その後1年間、同じ事業のために寄付金を募集することは禁止されています。
〔社会福祉法〕
第122条（受配者の寄附金募集の禁止）
共同募金の配分を受けた者は、その配分を受けた後1年間は、その事業の経営に必要な資金を得るために寄附金を募集してはならない。
- (3) 助成決定内容は本会ホームページ等で公開します。

〔お問合せ先〕

〒651-0062 神戸市中央区坂口通2-1-1 兵庫県福祉センター内
社会福祉法人 兵庫県共同募金会（担当：吉田・松下）
TEL 078-242-4624 FAX 078-242-4625
ホームページ <http://www.akaihane-hyogo.or.jp/>
メールアドレス info@akaihane-hyogo.or.jp